

(設 置)

第1条 群馬大学共同教育学部（以下「本学部」という。）に、群馬大学共同教育学部中期目標・中期計画実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、国立大学法人群馬大学中期目標・中期計画のうち、本学部に関する具体的措置等（以下「中期目標・中期計画の具体的措置等」という。）について、次の各号に掲げる事項を審議し、中期目標・中期計画の達成に資することを目的とする。

- (1) 中期目標・中期計画の実施に関すること。
- (2) 中期目標・中期計画の進行状況の把握及び点検に関すること。
- (3) 中期目標・中期計画の見直しに関すること。
- (4) その他中期目標・中期計画に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 評議員
- (3) 各常置委員会委員長
- (4) 教育実習委員会委員長
- (5) 情報処理運営委員会委員長
- (6) 附属教育実践センター長
- (7) 将来構想委員会から推薦された委員 1人
- (8) 評価委員会から推薦された委員 1人
- (9) 附属学校から推薦された園長又は校長並びに副園長又は副校長 各1人
- (10) 委員長が指名する者 若干人

(任 期)

第4条 前条第7号から第10号までの委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 長)

第5条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(検討の付託)

第7条 委員会は、中期目標・中期計画の具体的措置等に関し、必要な検討を他の委員会等へ付託することができる。

(部 会)

第8条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会については、別に定める。

(報 告)

第9条 第7条の規定により付託を受けた他の委員会及び前条の規定に基づき置かれた部会は、その検討結果を委員会に報告しなければならない。

- 2 委員長は、委員会の審議結果を教授会に報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、総務係において処理する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。